

教職課程履修者へ

教職課程は、戦前の師範学校を中心とした「閉鎖的」教師養成システムに代わる「開放制」教師養成システムとして、戦後教育改革の重要な柱の一つとして創設されました。これは、広い教養と深い学問的な素養を持つとともに、型にはまらず豊かな人間性と個性を持った教師を、大学教育を通じて養成することを目的とするものです。

本学の教職課程では、中学校と高等学校の教育職員免許状を取得することができます。そのためには、この後詳しく述べるように、各学部の卒業に必要な単位のほかに、様々な所定の科目を修得し、2～3週間にわたる中学あるいは高等学校での教育実習を完了しなければなりません。さらに、中学校教師の免許状を取得する場合には、特別支援学校や社会福祉施設での7日間の「介護等の体験」が必要です。卒業に必要な単位に加えて、こうした要件をクリアーすることは決して容易なことではありません。しかし、教師という仕事の専門性と社会的な責務の重要さからみて、その基礎資格（免許状）を取得するために、それ相応の意欲と粘り強い努力が求められるのは、ある意味では当然ともいえることです。

近年の中学校・高等学校の厳しい教員採用状況にもかかわらず、本学では、毎年多くの卒業生が難関を切り拓いて教職に就いています。現在、全国の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校で活躍している本学出身の教師は5,000名をはるかに超えています。

今、学校現場は、専門的な力量と人間的な魅力を豊かにそなえた、子ども・青年とともに生きる教師を強く求めています。皆さんの中から、こうした教師への道を目指す人が一人でも多く生まれ、その夢をかなえられることを心から期待しています。

明治大学教職課程について

明治大学は、学長の下に、「明治大学資格課程委員会」（委員長：教務部長）を設置し、教職課程、学芸員養成課程、社会教育主事課程、司書課程及び司書教諭課程（これらを「資格課程」という。）の充実改善と全学的運営にあたっています。

資格課程委員会では、資格課程の教育の計画・立案に関する事、教育（実習を含む）の実施に関する事、科目の履修・単位認定等に関する事、課程の認定等の申請に関する事、予算・施設の整備拡充に関する事などが審議されます（明治大学資格課程委員会規程）。つまり、資格課程委員会は、明治大学がその名前で授与する資格に責任を持つための組織です。教職課程については、資格課程委員会に教職課程専門部会がおかれ、全学的な課題の検討・連絡・調整を行います。

教職課程は、資格課程委員会を構成する課程のひとつとして本学の教員養成を担当する部署であり、以下のことがらに責任を持ちます。

1. 教育職員免許法に基づき、独自のカリキュラムを組む。
2. それら科目の試験実施、成績評価、単位認定を行う。
3. 教育実習や介護等体験を実施する条件を設定する。
4. 科目等履修生の選抜を実施する。
5. 教員免許状を一括申請する。
6. その他、教員養成に係わる個々のケースについて審議、決定する。